
6番 直江修市議員

議長（中西 康雄君）

通告順9番 直江修市議員の発言を許可します。

6番（直江 修市君）

一般廃棄物処理問題について、質問をいたします。町の一般廃棄物の処理につきましては、一般廃棄物処理計画に記述されておりますように、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、適正処分の確保により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減する循環型社会の実現を理念として、平成13年4月から香肌奥伊勢資源化プラザにおいて、ごみ固形燃料化、いわゆるRDF化施設及びリサイクルプラザが稼働を開始いたしました。

そして、平成14年12月、県企業庁の三重ごみ固形燃料発電所が建設され、県内でRDF施設を持つ7つの自治体のごみの固形燃料により、発電事業が行われております。ごみ固形燃料RDFは雑多なごみが原料のため品質が安定せず、発火などの危険性が少なくなく、当時これを使ったRDF発電も技術的に未成熟との指摘がありました。しかし、県は資源循環型の夢のごみ処理システムと胸を張って発電事業を開始しましたが、翌年8月にはRDF貯蔵タンクが爆発して、不幸にも2人の消防士さんが亡くなりました。その後も事故が繰り返されておりますけれども、どういう事故があったか、まず説明を求めます。

ごみの固形化はごみの最終処分ではなく、中間処理であります。発電所の燃料として燃焼して最終処分となります。処分のための広域連合の負担は、当初発電所までの運搬経費と灰処理費、1t当たり3,790円でありました。ところが発電所は赤字続き、広域連合には想定外のRDF処理委託料、現行1t当たり5,058円を県に支払う羽目となっております。

さらに県は、28年度までの収支不足が19億円になるとして、その半額の負担を市町に求めてきております。町は県の見直し委託料案にどう向かい合っていくのか、説明を求めます。また県は、発電

事業は平成 28 年度までで、その後のことは未定のようなことを言っているようですが、説明を求めます。

香肌奥伊勢資源化広域連合と旧勢和村、現在多気町丹生区とにおきまして、香肌奥伊勢資源化プラザ運営に関する協定が結ばれております。協定にあたり丹生区に 3 ヶ年で 1 億円払うことが約束され、それが履行をされました。協定書には 9 条でありますけれども、施設の稼働期間は稼働開始日から満 20 年をもって満了するとあります。平成 32 年度までということになります。

続いて、第 10 条の 2 には、稼働期間終了後、甲は資源化プラザの建造物、その他一切の構造物を含めた跡地及び周辺環境保全に努めるとともに、乙が要求したときは甲の費用と責任において、資源化プラザの建造物その他一切の構造物を速やかに撤去するとあります。協定文は文字どおりということとありますが、説明を求めます。

松阪市がごみ処理対策の検討委員会を設置したとの新聞報道がありました。老朽化している施設の更新と、ごみ処理行政の一元化が検討事項のようであります。松阪市におきましては、現在旧飯南、飯高町のごみ処理は広域連合で、三雲町、嬉野町はまた別の組織でというような対策をなされております。それぞれへの負担金というものについての見直しもですね、課題となっているようであります。

発電事業は平成 28 年度までとする県、資源化プラザの稼働は平成 32 年度までとする協定内容、また松阪市としてのごみ対策の方針、さらに多気町の対応等々により広域連合はどうなる。町のごみ処理の方法はといったことの検討を、早晚迫られることになりそうとありますけれども、町における情勢分析について伺います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、一般廃棄物の処理問題についてお答えをいたします。三重ごみ固形化発電所の運転に支障のございました事故、故障の発生につきましては、過去 6 年間に 8 件ございましたが、RDF の焼却発電施設の設備事故、故障等の修理にかかる費用につきましては、自然災害等の不可抗力や、第三

者に原因がある場合を除き、管理運營業務を受託しております富士電機システム株式会社が負担することになっております。

なお、平成 15 年 8 月の貯蔵タンク爆発事故にかかる費用につきましては、現在、県と富士電機システム株式会社との間で、修理費用の負担割合について訴訟中であると聞いております。

R D F の処理委託料につきましては、発電事業が始まりました平成 14 年 12 月からは灰処理にかかる費用を負担することとして、1 t 当たり 3,790 円でしたが、その後、貯蔵タンクの爆発事故が発生し、県が安全管理対策を強化したことにより、運営管理費などに多額の費用を要し、累積赤字が発生しました。このため県は 18 年度以降に収支均衡となるような料金改定を一方向的に提案し、平成 19 年 2 月 7 日、三重県 R D F 運営協議会の総会で、処理委託料 1 t 当たり 5,058 円が決定をされたところでございます。平成 14 年のときは灰処理に対しての委託料でしたが、貯蔵タンクの爆発事故以降については、累積赤字に対しての関係団体の負担に変わってきております。その後においても 20 年度から 28 年度の収入不足見込み額を県と市町で折半し、それぞれ約 9 億 5,000 万円を負担しなければならなくなりました。このことにより、本町の負担額は平成 19 年度で 761 万 5,000 円であったものが、平成 28 年度では約 1,418 万 4,000 円へととなります。次に、松阪市のごみ処理対策の検討委員会について、松阪市は現有のごみ処理施設の老朽化が進み、新たに建設する必要が生じたようでございます。このことから平成 21 年 7 月の 31 日に、市民及び行政の代表により組織するごみ処理施設建設検討委員会を設置し研究、討議が行われるようでございます。その中で香肌奥伊勢 R D F 施設への委託についても、今後協議されると聞いております。

また、香肌奥伊勢 R D F 施設につきましては、市町村合併前の旧 8 町村の一部事務組合で構成する旧香肌環境美化共同組合と、旧大台町ほか 4 ヶ町村衛生施設利用組合のごみ処理事業につきましては、両組合の焼却施設が耐用年数の経過に伴う更新時期にあったことから、ごみ処理の広域化とダイオキシン対策を進めるため、平成 10 年 9 月の 1 日付で香肌奥伊勢資源化広域連合を設立をいたしました。その後、地元の旧勢和村丹生地区から、稼働開始後 20 年間の使用期限を条件とした建設の同意を得て、平成 11 年度と平成 12 年度において R D F 施設、及びリサイクルプラザを整備し、平成 13 年 4 月から稼働をしております。この施設は地元との協定により、使用期限が平成 32 年度末までとなっております。

こうした中で、三重県知事が平成 29 年度以降は R D F 焼却発電事業から撤退するとの発言を受けて、平成 29 年度以降のさまざまな課題について、県が事業主体となることも含めて市町と県で検討するため、平成 20 年 11 月 6 日、三重県 R D F 運営協議会の中に、あり方検討作業部会を設置をいたしました。今までに平成 20 年度に 2 回、平成 21 年度 1 回開催され、平成 21 年度末を目途して、一定の方向

性を得るよう作業が進められております。

今後の一般廃棄物処理業務につきまして、1点目としまして、香肌奥伊勢RDF施設につきまして、現在の広域連合に加入しています松阪市や多気町が、今後のごみ処理を焼却方式のみに変更した場合、残された構成市町、つまり大台町、大紀町でございますが、この構成市町でRDF施設の維持継続は可能か、またその場合の負担金は、平成32年度以降も地元丹生地区の継続使用の同意が得られるのか、2点目は、RDF利用先である県RDF発電施設の動向、3つ目には、RDF施設の維持継続が駄目な場合の新たなごみ処理方式についての検討など、多くの課題が山積をいたしております。今後とも関係機関と十分協議を行うとともに、議会ともご相談をさせていただきながら、対応してまいりたいと考えております。

また、その事故の状況でございますが、平成17年3月7日には、制御装置のタービンドレンポンプの運転が不可となったということで、タービンの手動停止したと、こういうことがございました。18年2月6日には、ボイラーの排気ガス中の煤じんが管理値を超えているということで、バグヒルターに故障が発生したようでございます。で、影響として焼却が停止をしたということのようでございます。平成18年4月16日、巡視点検で異音が発生したということで、1号ボイラーの押し込み送風機の電動機が異音が発生したと、こういうことでございます。

平成20年の5月24日には、1号ボイラーの高圧送風機、B電機の故障が発生をいたしまして発電の停止、あるいは焼却の停止が行われました。平成20年6月3日には、急激にカロ下部のヘッド圧が低下をしたということで、砂を補給しても圧力の上昇がせず、アイドルパスシュートとかいう配管温度が上昇したと、こういうようなことでございまして、これも焼却を停止したと、1号ボイラーでございますが、焼却停止をしたと、こういうことでございます。20年7月25日でございまして、比率作動系電気ということで、これが作動をいたしまして、発電機及びタービンが停止をしたと、こういうことで発電停止ということでございます。20年11月24日は、点検後のHBという表現を使っておりますが、立ち上げ中にサイクロン盤金内部から蒸気漏れが発生したとこういうことで、これも焼却停止でございます。1号ボイラーです。

それから今年になりまして、8月19日でございまして、比率作動系電気が作動をいたしまして、発電機及びタービンが停止をしたということで発電を停止したと、こういった8件の事故が発生をしている。の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

香肌奥伊勢資源化プラザにおきますごみの固形燃料化、これは県のRDF発電と一体となったものであります。町長の説明にもございましたように、事故が相次いでいる現状であります。そういうことを踏まえまして、県のほうでは収支不足という見込みから、RDFを製造しております市町への処理委託料の負担増加、並びに28年度以降は発電所の操業自体も見直しというような状況でございます。

私どもこの「夢のごみ処理システム」と銘打って、導入が図られようとしておりました時期にも、宮川村の議会で説明を受けて、さきほど申しましたように、雑多なごみがですね固められるという、その工程の中に町長も言われましたように、ダイオキシン発生のもととなります塩ビ系統もですねごみとして、いわゆる固形化されて燃料化されるというようなことについて、当時ダイオキシンに対する住民からの安全性への問題というようなことから、この施設そのものに反対した経緯がございまして、県のこのRDFを使った発電施設そのものがですね、技術的に未成熟ということをお今日こうはっきり露呈してきておる状況であります。

ごみの固形化は申しましたように、中間処理でありますんで、それを埋め立てるんか、燃やすんかという最終処分の方法がですね、次にあるわけなんで、発電事業が止まってしまったらですね、どういふふうにごみ燃料を処分していくんかということが、もうその28年段階で問われてくると思うんですね。このことについて県は「あとは野となれ山となれ、我がなきあと洪水が来たれる」というような態度がですね、許されるんかというふうに思うんです。

当時、宮川の議員しておりましたけれども、飯南のほうの施設が老朽化して建て替えが迫ってきておる。そのときにこういうRDF発電構想が出てきてですね、それで県の主導で宮川も旧大台町も参加したごみ処理施設、いわゆる中山間処理施設を建設してきたという経緯がございまして。そういう経緯を知っている1人としてですね、この県の姿勢はですね、本当に厳しく問われなければならぬというふうにお思うんです。

で、申しましたように、当初は灰処理費だけであったのが、毎年毎年収支不足に対応して市町に負担を求めてきておるという、このこと自体もですね、広域連合としてはごみを原料化して、なるべく

市町の負担金の軽減ということで努めておっても、まさにザルで水をすくうようなもので、県のほうでどんどんですね、自分たちの不始末を市町に求めてきておるといような状況、これはもう当然、住民の税負担と跳ね返ってくるわけなんですね。市町の努力をあざ笑うようなですね、こういう県のごみ処理対策について、改めて町長の見解を求めたいというふうに思います。

そういう状況の中で、松阪市がさきほども申しましたように、三元化されておるごみ処理方法をですね、今、一元化するといようなことで、検討も進められていくようであります。これは32年度までは協定におきまして、合併後もその枠組みは崩さないようなことになっておりますけども、松阪市としましてもそういう年限がはっきりしておりますんで、それまでには処理方法についての方針が出てくると思うんですね。ですから、32年度以降のことを考えたらいいということには、私はならんと思うんです。32年度までにですね、町としてのごみ処理方法を考えていかならんとすることは、迫られてくるもんだと思います。

で、町長が昨日のいろんな皆さんの質問に対して、小さな町ではですね、その行政の中身におきまして、一部事務組合による対処方法とか、連合による対処方法とか、つまりごみとか消防とかいう施策については、共同してあたっていくことがですね、小さな自治体としては経費的な面でも効率だといふようなことを言われておりました。当然、32年度以降のこのごみ処理対策につきましても、やはり市町間で共同してですね、事務処理をしていくと、ごみ処理をしていくということが、求められてくると思うんですけども、そのときのその枠組みですね、例えば松阪市のほうへ事務を委託するといふような方向とか、多気は多気で施設を持っておるようですけどもごみ処理対策を、いわゆる事務組合なり、これからはもう広域連合ですけども、広域連合としてやっていくとかいようなですね、いわゆる外交も私は必要になってくると思うんですね。単独ではとてもやないけど対策はとれんというふうに思うんですけども、その点につきまして伺いたいというふうに思います。

それから、この協定書につきましてですけども、32年度以降も地元の理解が得られれば、稼働可能なようなことも言われましたけれども、それにつきましてはこの協定文を文字どおりということではなしに、地元との話し合いにおいて施設使用において可能性があるんかどうかどうかですね、その点伺いたいと思います。

それから、平成17年ごろでしたか、RDF施設におきまして残渣が出てくる。これは資源化プラザにおきましては、その残渣は伊賀市のほうに搬送して業者に処分してもらってあったわけですけども、それを自前で処理しようというんで、大内山の米ヶ谷ですか、ここに最終処分場を建設しております。ここにもですね6,000万円の協力金を支払っております。そこでその米ヶ谷との協定におきましてはですね、何年までなんかなと思って担当課にお聞きしましたら、15年ということで、勢和村との協定

と同じ年度なんですね。ですから、RDF施設がどうなるか、最終処分場はどうなるかというふうなことも問われてくる状況であります。両面ですね、対応、対策をとらざるを得んことになるわけですが、そのことにつきましても改めて伺いたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

いくつかご質問をいただいたところでございますが

、この平成28年度でですね、県のほうも徹底したいというふうな、知事がですね唐突に、あれは膝詰めミーティングでしたか、何かそんなときに話が出てました。その後、この協議会も含めていろいろ議論されて、今後県も事業主体となることも含めて検討していくというようなことで、その作業が今進んでおるとこういうことでございます。

したがいまして、処理委託料もそうなんですが、県がおっしゃられるように、あの固形燃料発電所開設する中でですね、本当にこう夢のような話で推移をしてきたわけなんです、ご案内のような形で我が町の負担金も徐々に増えつつあると、こういうような状況になってきておるふうなんです、やはりその県が設置して、そしてまたこの当時の8市町村で連合も県の指導でつくってですね、もう本当に夢のあるような感じで進んできたという経緯の中でですね、2階へ放り上げておいて梯子とるようなことになってきつつあるわけなんです、これはもう本当に許したらあかんというふうに思っております。ですんで、この発電所の継続についてはですね、最大限努力しながら継続を求めていかなあかんということは、基本的に姿勢して考えております。

それから、技術的にもね大変未成熟であるというご指摘でございます。確かに最近だけでもこれ8件から大小含めて出てきておると、こういうようなことでもございますが、しかし、これは一旦業務が始まって作動しておるところでですね、やはりその安全対策をしっかりと講じながらやっていかざるを得ないというようなことの中での委託料も増加をしてきておるというふうなことで、ある部分飲んでいかなばならんところもあるのかなというふうなこと思っているところでございますが、28年度

までのその処理委託料の増加分についてはですね、それぞれ関係市町納得せざるを得ないような状況で、決着をしているところでございますが、そういう形で推移をせざるを得ないというふうにも思っております。

また、こういった施設が止まった場合にはですね、本当にこれ地域のこの町のごみ処理どうなるのかなというふうなことがございます。これ絶対止めるというふうなことはあってはならないと思っておりますし、もしそこら辺がですね、止まるというふうなことになるって、あと知りませんよというふうになったときには、県にですね、何らかの補償も求めていくということも考えていかならんということになるかと思えます。県のその何と言うのですか、腰が引けておると、引きまくっておるとい、そういうことについてですね、非常に憤りも感じておるようなことでもございますんで、今後、しっかりそこら辺対応していく必要があるだろうというふうに思っております。

また、松阪市、あるいは多気町の現行の焼却方式で処理をされていることにつきましてはですね、いわゆる平成 32 年というような立地協定、丹生地区の立地協定あるわけなんですけど、これについてもですね、実際にその動きというものがどのようになっていくのか、それまでは連合というふうな形で構成はされていこうと思えますけども、おそらく私の感じでございますが、おそらくそのごみ焼却方式にしたほうが松阪市さんも安く上がるんじゃないかということが思えます。これ数字も何もつかんでおりませんが、多気のほうもチラッとそういうふうなこと言っておりましたんで、そちらのほうも割合効率的に進むのやないかと、そうなりますと、当然、連合からの脱退というようなことですね、これは現実のものになっていく可能性が高いということだと思いますので、そういうことをあわせますとですね、多気町もちょっとそういうことも臭わせておるといこともございます。

さすれば、大台町と大紀町で対応せなあかんやねえか、またその 32 年の立地協定きたときに、丹生地区で本当にそれが継続してですね、使用できるのかどうかとなると、これもまたわからない。そうになったときには本当に大台、大紀だけですね、何とかしようというふうなことに、これならざるを得ないというふうな形になると思うんですが、さあというふうなことになるんで、そこら辺の、まだ準備何もしてありませんけども、きちんと頭に入れながらですね、対応これ考えていかないと、それこそ 3 億円、4 億円の話やありませんので、どこへ立地するかとかいうことからですね、これ随分時間のかかる話になるだろうと思えます。

そういう意味で 32 年を当然待たずにですね、もうぼつぼつとそういうような後々の対応をですね、やっていく必要があるだろう。ただ、松阪さんや多気町さんの動向もきちっと見極めつつというふうなことに当然なりますんで、並行してそこら辺は注視をしていかねばならん、また対応も考えていかなあかと、こういうふうにも思っております。

それとあわせて、あの米ヶ谷でも 15 年の使用協定というふうなことでございますが、比較的あそこへ入る量がですね、想定したよりも少ないようでございますんで、それに延長についてはですね、まだ収容能力があるということをおもっておりますんで、そこら辺もまた延長に向けてですね、当然、お願いはしていかならんだろうというふうに思います。当時、丹生地区に 1 億円、そしてまた米ヶ谷は 6,000 万円というようなことで、それぞれ協定料というような形でお支払いはさせていただいておりますけども、そのことですね延長となると、そういったようなものの財政負担というふうなこと、また発生してくる可能性もあるのかなというふうに思います。

何にしましても、このごみでもし尿でもですね、非常に多額の費用を要するというふうなことでございますが、これ本当に単独でやっておればですね、それこそもうそればっかでお金が要するというような状況にもなっていくますんで、十分ここら辺は情報収集に努めながらですね、対応を図ってまいりなければならんなところだと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6 番（直江 修市君）

続きまして、奥伊勢広域行政組合の施設建設時の入札談合による損害賠償請求について、質問をいたします。平成 20 年 9 月 24 日に開かれまして全員協議会において、副町長より奥伊勢広域行政組合が実施した施設建設の入札において、談合により公正な競争による価格との差額について当組合に損害を与えたので、入札に参加した業者に対し連帯して 3 億 4,130 万 2,500 円及び遅延損害金を求める訴訟を行うとの説明がありました。

配布されました詳細な資料において、公正取引委員会が独占禁止法違反行為の主体として指摘した 11 社の中に、請求相手の 6 業者が入っており、これら業者に対する大阪地方裁判所の有罪判決、また水戸地方裁判所における損害賠償請求権を認めるとの判決があった等のことが示されました。さらに 09 年 8 月 8 日付中日新聞には、「名古屋地方裁判所は談合があったと認め、20 億円からの支払いを命じた判決を下した」との報道もございます。

奥伊勢広域行政組合の訴訟における争点は、資料にもございましたように、水戸地裁でも争点となった原告の損害賠償請求権が認められるかどうかという、1点だというふうに思います。すでに出ています判決から、当然この損害賠償請求訴訟の裁判はですね、勝訴とならなければならない裁判というふうに私思います。訴訟に及んだのが平成20年12月18日、裁判所における原告被告のやりとりはすでに4回、つまり4回の公判があったということであります。公判の状況、今後のですね展開につきまして説明を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、奥伊勢広域行政組合の施設建設時の損害賠償請求公判の状況について、お答えをいたします。この奥伊勢クリーンセンターの建設に伴います入札をめぐる損害賠償につきましては、平成20年12月2日、この奥伊勢広域行政組合議会におきまして、訴えの提起について承認を得ました後、平成20年12月18日、津地方裁判所に損害賠償請求の訴状を提出をいたしました。

その後、4回の公判が開かれまして、原告として準備書面を作成し、主張立証を行ってきたところでございます。平成21年の8月3日に開かれまして4回目の公判において、裁判所より双方の主張がほぼ出尽くしたと判断し、次回の公判でそれぞれの主張立証が行われた後、和解案を提出したいとの言い渡しがございました。現在は平成21年10月19日に開かれる公判に向けて、原告としての主張立証を行うため、準備書面を作成しているところでございます。なお、今後裁判所より和解案が示されましたら、顧問弁護士ともよく相談をいたしまして、組合議会へ諮りたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

平成21年7月6日に行われました公判におきまして、裁判所のほうがですね、話し合いの余地はあるのかということで、被告側に問うております。双方和解のテーブルに着く用意はあるということで、ただいまご説明ございましたように、判決による判断ということではなしに、被告原告におけますところの和解というようなですね、方向性が出てきておるようであります。

で、この和解の条件ですけれども、第4回公判が8月31日に開かれておりますけれども、和解のテーブルに着くことについては被告側も同意をいたしておりますが、組合側が損害賠償において契約価格の16.5%を求めておりますけれども、被告側は二桁等とんでもないということで、2%を希望しておるんだということであります。16.5%の原告の賠償請求額と、率と、被告側の希望する2%では、ご案内のようかけ離れた数字でございますから、当然組合としましても被告が希望するような2%です、和解というようなことにはならないというふうに思いますが、この和解における損害賠償額についての組合の考え方ですね、これについて伺いたいというふうに思います。

で、前述しましたように、名古屋地方裁判所での三菱重工の談合認定ということで、これは焼却炉の談合事件であったようですが、20億円の賠償命令が出されたということで、これは契約金の、落札額ですね8%を損害額とする判決なんですね。これが目安になんのかどうかは、私はわかりませんが、少なくとも被告が申し立てておりますような2%では、和解の条件にはならんという判断はされておると思うんです。

で、和解におけます双方の歩み寄りがない場合、当然裁判の継続ということでですね、こちらの申立に近い率の判決が下りるかどうかは別としまして、裁判継続ということもですね、和解は破棄して本裁判で裁判所の判決を受けるという選択もあるかというふうに思うんですけれども、そのあたりのことにつきまして、改めて伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

原告のですね 16.5%、被告の 2% というようなことで、まず出揃ってきたということで、裁判所としてもぼつぼつその和解というような方向を示してきたと、こういうことでございます。当方としましてはですね、この 2% というのはとんでもないようなことだと思っておりますんで、やはりそれ相応の納得できるような数字がですね、どの程度なんか。16.5%とはこれまでのこの類似した訴状関係でですね、16.5%が標準というふうなことでございます。

ですんで、この案件がそれにあたるのかどうかということは、これ別としてもですね、私どもは寄り掛かる数字として 16.5% というのを提示しなからですね、数字を起こしたとこういうようなことでもございますんで、この何としても 16.5 でなかりゃいかんよということではないとは思いますが。そこら辺はよくよくですね、弁護士とも相談し、あるいは他の類似のこの鳥羽も含め、あるいは鹿島市のほうも含めとかですね、いろんなところの類似の状況も勘案しながらですね、これが妥当だなというふうなことで、ある一定その議会、あるいは町民の皆さんに説明できるようなものにしながらですね、対応させていただかんならんなところでございます。

どのような数字が示されてくるんかまだわかりませんが、出てきた数字についてもですね、その根拠もしっかりと確認をしながらですね、対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。基本的にそういうふうに思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6 番（直江 修市君）

被告側が話し合いの余地があるというふうに認め、話し合いの余地があるということの立場で、和解のテーブルに着く用意はあるということは、裁判所におけます、さきほど申しましたような争点で

あります損害賠償請求権がですね、原告にはこれもう認められたと、つまりは被告側は談合があったということですね、これ認めたということなんです。これをひとつ裁判におけます勝つか負けるかということにおきまして、ひとつの価値がですね、付いたということなんです。これは裁判としては大きいんですね。被告側は談合を認めたということですね。当然、それはもう裁判所におきまして、原告被告の話し合いの中で当然認定されると思います。あとはいわゆる損害賠償額がいくらかということになるわけなんで、それはもうさきほど申しました、町長も答弁されましたように、和解においてその額をですね、決めるという方向でいくのが1点と。

やはり折り合いがつかなければ、引き続き本裁判の継続ということになるというふうに思うんですけども、組合としては町長は幹事さんですわね、16.5%と相手側の2%との対決した数字において、どの線で和解に応じる、応じないという判断をするんかという点について伺いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

この一定のひとつ前進がこれありましたんで、あとは数字がどのようなことに落ち着くのかというふうなことになるかだと思います。その折り合いがつきにくい、あるいはこちらが納得できないというふうなことになった場合には、当然その裁判の継続というふうなことになるんだろうと思いますが、そこら辺もよくよく議会、あるいは弁護士とも相談しながらですね、対応していく必要があるだろうというふうに思います。

で、16.5%というような形で申し上げてはおりますが、それにより近い形ならそれに越したことはないのかなと思いますけども、裁判所がどのような数字を示すのか、またその根拠はどうか、そこで納得できる数字なのか、よくよく考えてですね、結論出していきたいと思っております、今この数字というふうなことについては、考えてはいないところでもございます。そういうことで少しでもその損害賠償を勝ち取っていくというような形で、対応してまいりたいというふうに思っております、今のところその程度しかお答えできませんが、姿勢としてはそういう形で進めていきたいとい

うふうに思ってますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

直江議員の一般質問が終わりました。

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 23 分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午後 1 時 00 分）